

鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正する条例(案)の骨子について

1 条例改正の趣旨

消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)が公布されたことに伴い、「〇〇市(町・村)火災予防条例(例)」(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)の一部が改正されました。

今回の改正は、平成25年8月に京都府で発生しました福知山花火大会会場での火災を踏まえ、対象火気器具等(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第5条の2第1項に規定する「※対象火気器具等」をいう。以下同じ。)の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。

※ 「対象火気器具等」とは、こんろなど火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれがある器具をいいます。

2 条例化に向けた鎌ヶ谷市の考え方

鎌ヶ谷市では、「〇〇市(町・村)火災予防条例(例)」(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)を基本とし、火災予防上必要な事項を鎌ヶ谷市火災予防条例に定めています。

今回の条例改正は、国から示された条例(例)をもとにして、鎌ヶ谷市内で開催されるイベント等の実情を勘案して基準を定める予定です。

3 改正内容

今回の鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正する条例(案)等の主な改正事項は、以下のとおりです。

① (消火器の準備)

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しで使用する場合に「消火器の準備」を義務付けます。

② (指定催しの指定)

消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、催しを指定するときには、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に通知し、公示します。

③ (指定催しの防火管理)

②の「指定催し」を主催する者に対し、「防火担当者」を定め、「※火災予

防火上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることを義務付けます。

また、「指定催し」を開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に提出することを義務付けます。

※ 火災予防上必要な業務に関する計画は下記のとおりです。

- ・防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- ・火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ・その他火災予防上必要な業務に関すること。

④（露店の開設届出）

対象火気器具等を使用する祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は、「消防機関に届出」することを義務付けます。

⑤（罰則）

②の「指定催し」を主催する者に対し、火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関に提出しなかった場合、罰則を科することを定めます。

⑥（消防長の指定）

②の消防長が指定する「指定催し」について、鎌ヶ谷市で開催されるイベント等の実情を勘案して基準を告示で定める予定です。

4 施行日

平成26年8月1日

5 参考通知文

- ・消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)
- ・火災予防条例(例)の一部改正について(消防庁次長通知)
- ・火災予防条例の一部を改正する条例(例) 新旧対照表